

中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項の締結と

南木曾町リニア中央新幹線対策協議会の基本姿勢

南木曾町リニア中央新幹線対策協議会（以下、「対策協議会」という。）は、「南木曾町におけるリニア中央新幹線整備事業に係る課題について協議し、国県等の関係機関と連携を図りながら、事業主体であるＪＲ東海等に対して適切な対応を求めるとともに、その実現をもって住民の安全と安心を確保すること」を目的として設置され平成26（2014）年7月に第1回協議会を開催し、以来27回の協議を重ねてきました。

リニア計画では南木曾町を通過するトンネルが水資源等の環境に与える影響や2箇所非常口から搬出される発生土処理が住民の生活や産業に及ぼす影響が明らかではないことから、これまで対策協議会では、地域住民との合意、非常口の削減、発生土処理及び工事用車両の削減、工事用道路の確保、水資源等の環境保全及び観光事業への補償等について4回にわたり提出した質問書及び質問書への回答に対する質疑を通じてＪＲ東海の考え方を明らかにしてきました。そうした中で、想定されるリスクと課題を整理し、個別の課題への対応に先立つ基本協定書の締結を求める要請書をＪＲ東海に提出してきました。

その結果、対策協議会が求めてきた「基本協定書」に相当するものとして、「中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項」（以下、「確認事項」という。）を対策協議会での審議を経て、南木曾町、ＪＲ東海、鉄道・運輸機構及び長野県が令和元（2019）年8月21日に結ぶに至りました。

確認事項は、リニア工事に対する基本的な考え方を確認し約束するもので、5つの事項について相互に連携・協力して取り組むとしています。また、協議の中でＪＲ東海は、工事完了後についても課題等が発生した際は関係者間で協議して解決することも約束しています。この確認事項の締結により、解決すべき課題について具体的な協議が進み、工事用車両の運行、発生土置き場の管理及び妻籠・向ヶ原・大山高区の3つ水道水源に万が一の時に影響が生じないように行う事前対策等に関する事項については、別途文書で確認しながら課題を一つ一つ解決していくこととなります。

今後も対策協議会では、住民のリニアに対する期待と不安の声を踏まえ、工事の進捗状況、環境保全対策の実施状況、確認事項に基づく別途文書の課題等を引き続き協議し、住民の安全と安心を確保しながら将来にわたって町と住民の負担とならないようＪＲ東海等に適切な対応を求めるとともに、国県によるＪＲ東海への指導と町への継続的な支援を求めています。

令和元（2019）年12月2日

南木曾町リニア中央新幹線対策協議会長

南木曾町長 向井 裕明